



## 一般財団法人 日本医学物理士会 遠隔会議システムを利用した理事会等の実施ガイドライン

2020年3月27日

1. 理事会，定時評議員会およびその他委員会（以下，「理事会等」という）は，対面による会議を原則とするが，やむを得ない事情が生じた場合，テレビ会議，電話会議またはインターネットを介した会議方式（以下「遠隔会議システム」という）を利用して理事会等を開催することができる。
2. 対面による理事会等が開催されている場合においても，やむを得ない事情を有する理事，監事，評議員および理事会により指名されたオブザーバは，遠隔会議システムを利用して当該理事会等に出席し，議事の審議および決議に参加することができる。
3. 遠隔会議システムで理事会等に出席するためには，以下の要件を厳守しなければならない。
  - ① 遠隔会議システムで参加するためには，理事長もしくは当該会議の議長の承認を得なければならない。
  - ② 他の出席者との円滑かつ確実な意思疎通を確保するため，スピーカーフォンの利用など即時性と双方向性が担保される方法を利用すること。
  - ③ 守秘事項を含む議事の場合には，遠隔会議システムによる出席者の責任のもとで，遠隔会議システム等から届く音声，映像及び当該出席者自身の発言内容の漏洩を防ぐこと。
4. 遠隔会議システムで理事会等に出席する者がいる場合，議事に入るに先立ち，遠隔会議システムによる出席者の音声と映像が即時に他の出席者に伝わり，適時的確な意見表明が相互にできる仕組みとなっていることが確認されなければならない。
5. 遠隔会議システムでの出席者には席上回収資料は送らない。従って，席上回収資料のある議事については，本人が作成して提出した資料である場合を除き，遠隔会議システムでの出席者は当該議事に出席したとは看做さない。
6. 開催場所に所在せずに理事会等に出席した者がいる場合は，理事会等の議事録には，その出席方法を記載すること。

以上